

## 介護予防サービス計画の自己作成の手引

介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービス（以下「介護予防サービス」）を利用するには、要支援認定を受け介護予防サービス計画を作成する必要があります。

介護予防サービス計画は、指定介護予防支援事業所である地域包括支援センター（結城市の場合は、結城市地域包括支援センター）に作成を依頼することができます。

この費用については、全額介護給付費の対象となりますので、自己負担はありません。

また、介護予防サービス計画は本人又は家族が作成することもできます。

これを介護予防サービス計画の自己作成といいます。その手続きの流れは次のとおりです。

### 1 介護予防サービス計画自己作成届出書の提出

介護福祉課に「介護予防サービス計画自己作成届出書」を提出してください。

介護予防サービス計画を自己作成できる方は原則として

- (1) 要介護認定を受けている被保険者
- (2) 要介護認定を受けている被保険者の同居又は日常生活の把握が可能な家族としますが、これ以外の方が作成する場合はご相談ください。

### 2 介護予防サービス・支援計画表の作成及び提出

介護予防サービスは、状態の維持や改善を期待することを目的に目標指向型の計画作成を重視していますので、介護予防サービスを利用される方は必ず「介護予防サービス支援計画表」を作成していただきます。

また、この「介護予防サービス支援計画表」は第三者の立場として原案作成の段階における内容の確認が必要ですので、「利用者基本情報」を添付して地域包括支援センターと協議してください。

なお、地域包括支援センターでは、「介護予防サービス支援計画表」の作成にあたって必要な援助を行いますのでご相談ください。

内容の確認が終わりましたら「介護予防サービス支援計画表」を介護福祉課へ提出してください。

### 3 サービス利用票及びサービス利用別票の提出

「介護予防サービス支援計画表」に基づき、1ヶ月の個別の介護予防サービス利用についての「サービス利用票及びサービス利用別票」を作成し介護福祉課へ提出してください。

介護福祉課では、個別サービスの利用計画が「介護予防サービス支援計画表」に合致しているか、サービス総額が利用限度額を超えていないかなどを確認します。

### 4 サービスの利用

介護福祉課に「サービス利用票及びサービス利用別票」を提出し内容の確認を受けたら、各介護予防サービス事業所及び地域密着型サービス事業所（以下「サービス事業者」）に「サービス提供票」を提出してサービス利用してください。

## 5 サービス利用票及びサービス利用票別表に実績を記入して提出

介護福祉課にサービスを利用した翌月5日（土日祭日の場合はそれ以降最初の平日）までに、利用実績を記入した「サービス利用票及び「サービス計画利用票別表」を提出してください。

この利用実績が、サービス事業者に支払われる給付費のデータとなります。

「介護予防サービス支援計画表」の期間内は、上記3から5を毎月繰り返します。

## 6 介護予防支援・サービス評価表の作成依頼及び提出

「介護予防支援・サービス評価表」は、第三者の立場で行う必要がありますので、地域包括支援センターが確認することになります。

計画期間の終了後または新たな計画を作成する前までに、必ず地域包括支援センターに「介護予防支援経過記録」と共に提出してください。

## 7 新たな介護予防サービス・支援計画表

「介護予防支援・サービス評価表」をもとに新たに「介護予防サービス支援計画表」を作成する必要があるか検討を行い、必要であれば上記「2 介護予防サービス支援計画表の作成及び提出」から手続きを行ってください。

## 注意事項

「介護予防サービス支援計画表」の提出以前の介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスの利用は、介護保険事業の給付費の対象とならないことから全額自己負担となります。

また、「介護予防サービス支援計画表」の提出後であっても、計画に該当しないサービスの利用についても同様です。

サービス利用前に上記「3 サービス利用票及びサービス利用票別表の提出」までの手続きを必ず行ってください。

この手引きについての相談等については、下記までお問合せください。

### ○制度全般について

結城市保健福祉部介護福祉課介護認定係 TEL 0296-32-1111 内線(144)

### ○計画作成及び評価について

結城市地域包括支援センター TEL 0296-34-0324

# 居宅サービス計画の自己作成の手引

居宅サービス及び地域密着型介護サービス（以下「居宅サービス」）を利用し、サービスの代理受領（結城市が利用者に支給すべきサービス費を事業者に支払いを行うこと）を受ける場合には、要介護認定を受け居宅サービス計画を作成する必要があります。

居宅サービス計画は、指定居宅介護支援事業所に作成を依頼することができます。

この費用については、全額介護給付費の対象となりますので、自己負担はありません。

また、居宅サービス計画は本人又は家族が作成することもできます。

これを居宅サービス計画の自己作成といいます。その手続きの流れは次のとおりです。

## 1 居宅サービス計画自己作成届出書の提出

介護福祉課に「居宅サービス計画自己作成届出書」を提出してください。

居宅サービス計画を自己作成できる方は原則として

- (1) 要介護認定を受けている被保険者
- (2) 要介護認定を受けている被保険者の同居又は日常生活の把握が可能な家族としますが、これ以外の方が作成する場合はご相談ください。

## 2 サービス利用票（兼居宅サービス計画）及びサービス利用票別表の提出

1ヶ月の居宅サービス利用に係る「サービス利用票（兼居宅サービス計画）及び「サービス利用票別表」を作成しサービス利用前に介護福祉課に提出してください。

介護福祉課では、個別サービスの利用計画が適正であるか、サービス総額が利用限度額を超えていないかなどを確認します。

※サービス計画を変更した場合も、「サービス利用票（兼居宅サービス計画）及び「サービス利用票別表」を作成し、速やかに提出してください。

## 3 サービス利用

介護福祉課に「サービス利用票（兼居宅サービス計画）及び「サービス計画利用票別表」を提出し内容の確認を受けたら、各サービス事業者に「サービス提供票」（「サービス利用票（兼居宅サービス計画）」の表題をサービス提供票と訂正したもの）を提出してサービス利用してください。

## 4 サービス利用票（兼居宅サービス計画）及びサービス利用票別表に実績を記入して提出

介護福祉課にサービスを利用した翌月5日（土日祭日の場合はそれ以降最初の平日）までに、利用実績を記入した「サービス利用票（兼居宅サービス計画）及び「サービス計画利用票別表」を提出してください。

この利用実績が、サービス事業者に支払われる給付費のデータとなります。

「居宅サービス計画」の期間内は、上記2から4を毎月繰り返します。

この手引きについての相談等については、下記までお問合せください。

○制度全般について

結城市保健福祉部介護福祉課介護認定係 TEL 0296-32-1111 内線（144）

○計画作成についての相談・援助

結城市地域包括支援センター TEL 0296-34-0324